															様式6-4	
支出元府省	物品役務等の名称及 び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部 局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の 商号又は名称及 び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人	益法人の場 国認定、 都道府県 認定の区	応札·応募	備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
環境省	令和3年度大規模災 害時における関東地域ブロックでの広域 的な災害廃棄物対策 に関する調査検討業 務	関東応力環境事務所 総務課長 佐藤 さゑ境 王県さいたままり4月	令和3年4月1日	公益財団法人廃棄物・3R研究財団東京都墨田区両国3-25-5	9010605002464	本業務の実施に当たっては、平成29年度環境省調達改善計画に基づき実施している契約前自己チェックプロセスにおける点検結果を踏まえて、 契約相手方の選定に当たっては、参加者確認公募方式を適用することとしたい。(会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さな い場合))	-	27,659,500	-	1	公財	国認定	1		自己点検表に基づいて点検を実施した上で、参加者確認公募を行い、有 効な応募者は1者であったため、随意 契約にて実施した。	-
環境省	ANT RELIGIES AND HER STATE )	・事務所訓給日益環境 事務部員 田油 たむ	令和3年4月1日	公益財団法人日本鳥類保護連盟東京都杉並区和田3-54-5	1011305001870	本業務の実施にあたっては、シマフクロウの生態や生息情報に精通し、シマフクロウの繁殖等に影響を及ぼさないように事業を実施できる高い技術力と生態学的知恵が求められる。 ・フマフクロウの生態・生息状況に精通する関係者と情報網を持ち、シマフクロウの生態に関して助言等を行う専門家や、シマフクロウの行動予測 を適切に行える技術者を有する者が1者のみ又は複数者存在するかを確認する必要があるため、契約相手方の選定に当たっては参加者確認公 募方式を適用した。(会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	12,958,000	-	1	松松	国認定	1		令和3年度に「参加市イ語公募方式 による調達手続き」に基づき公募した ところ、期限までに参加・経営新名様 出した有はする(公益財団法人日本 易類保護通型のみであり、審査の 報業、応募要件を満たしていたこと し契約相手方として公益財団法人日 不島類保護・運と補意契約したも の。	是 有
環境省		環境省大臣官房余計 課長 / 64無票所屬日 10日 最 / 661 — 2 — 2	令和3年9月3日	公益財団法人日 本景報等建連選 東京都等建区和 田3-54-5	1011305001870	本業務は、中国側が中国陝西省洋県及びトキ教護飼養センター等において、トキに関する各種調査を進める中国の現地専門家等に対する協力、 本業務の実施に当たっては、日本時に手段観計画及び日中ト年程度のの経緯等について理解している者やドキの生態やそれを取り巻く生息 理事に関する場合を表現が関連を持つとともに、1十の保護に向けた特別的規定持っている者を有しているとした。 の、10、1十代機関網等事業計画、日中共同ト午経期計画及び日中ト年保護的の経緯等について理解している者と有していること。 の、10、1十代機関網等事業計画、コーナーの保護に向けた特別的見を持っている者を有していること。 の、10、1十代機関網等事業計画、フーナーの保護に向けた特別的見を持っている者を有していること。 の、10、11・11・11・11・11・11・11・11・11・11・11・11・11・	-	10,600,000	-		公財	国認定	1		令和元年度に参加者確認公募方式 を適用したが、応募は1者のみであっ ため、令和3年度については続意 契約にて実施しているもの	-
環境省	令和3年度森里川海 の恵みを次世代につ なげるプログラム実 施業務		令和3年4月21日	公益社団法人日 本環境教育 支環境支東京 都荒川区西日暮 里5-38-5	6011105004508	本業務は、適切な公告期間の設定や準備期間の確保、仕様の明確化を行う等、調達における競争性、透明性及び公正性の確保に向けて取り組 んできたところであるが、複数年度にわたり一者が札となっているため、契約相手方の選定に当たって、令和2年度において、「参加者確認公募方 式による議議手機について、「平成24年1月20日付け環境金第509128005号、大臣官務金計課長数約1-基づか公募上たところ、提出期限までに 参加者金書都会提出した会は1本のであり、業をの結果、応募 要件を満たしていたこのから一般社団法人が収録協立かところ。提出期限までい 行お、今和3年度においては「参加者確認公募方式による間達手機について」の中で、参加者確認公募を実施した場合に、京募要件を表示すた後 かられる者がしいわらづ、当該店業者との協定契約計算に移行した場合は、久々年度までの間、書書書表出といて当該店業者を設定と対したことと認めるというもの。上とあることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、引き続き本業務の契約相手方として一般社団法人海外環境 はカセンターに加速契約するものである。 (会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	14,850,000	-	-	公社	国認定	1		契約前自己チェックを経て、今和3年 度より随意契約を実施	有
環境省	満喫プロジェクト人材	支出負担行為担当官 環境名大臣官房会計 課長 大臣一寬東京 2—2	令和3年4月16日	公益社団法人日 不过十一岁人東京 都元川区西日暮 里5-38-5	6011105004508	本業務の実施に当たっては、エコツーリズムおよび自然地域におけるインタープリテーションを核として地域全体を活性化する取り組みの牽引役の育成を目的としていることから、賃食者には、以下の知見や技術が求められる。 ・エコツアーの実施に関するVアー造成スキルや安全管理はよび経免プルウツ・ ・インタープリテーションに関する概念とそれを理場で実践するプウハウ ・インタープリテーションに関する概念とそれを理場で実践するプウハウ ・自然や域に対する外国、ハロースや野外活動時の外国人特有の行動特性に関する知見・ ・地域支援の手がよび開するが国人のニーズや野外活動時の外国人特有の行動特性に関する知見・ ・地域支援の手がよび開するが国ンクハウハウ ・・一般地支援の手がよび開するが国ンクハウ、マースや野外活動時の外国人特有の行動特性に関する知見・ ・地域支援の手がよび開するが国ンクハウハウ ・・一般な支援の手が上では一部が表がしたが、100円の一方でなく、実際の経験に裏付けられた動音が可能な体制が望まれた。本事系の目的速域のからかには、誘負者はたれらの知見や技術を有するだけでなく、実際の経験に裏付けられた動音が可能な体制が望まれた。4年の一部では、一部の一部であります。100円の一部でありまする。100円の一部であります。100円の一部でありまする。100円のでありまりまする。100円のでありまする。100円のでありまりまする。100円のでありまする。100円のでありまする。100円のでありまする。100円のでありまする。100円のでありまする。1	-	19,899,990	-	ı	公社	国認定	1		参加者確認公募方式を適用したが、 応募は1者のみであったため、随意契 約にて実施しているもの。	有

		****		********							公	益法人の場	合		点検結果 (見直す場合はその内容)	i)
支出元府省	物品役務等の名称及 び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部 局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の 商号又は名称及 び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企御競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人 の区分	国認定、 都道府県 認定の区 分		備考		継続支 出の有 無
環境省	系監視地域モニタリ ング推進事業(陸生	分任支出負担行為担 当官 環境省自然環境 局生物多様性センター 基本工言田市上吉田剣 丸尾5597-1	令和3年4月1日	公益財団法人目 本野島の会東京 都品川区西五反 田3-9-23	1010705001646	本業務は北海道から沖縄までの全国に調査地を設置し、平成15年度から継続して通年で調査を実施しているものであるが、4月初めから調査を 実施するためには、全国の調査地において、静生鳥類の生息状況等に関する開業実施体制を現に有していることが必要となる。 平成30年度に契約相手方の選定に当たって、参加者確認公募方式を適用し、上低の専門性を有する者が一者のみ又は複数者存在するかを確 認した機能、264かのようは、10年のである。 総数は一般性が、10年のでは、10年の	-	20,100,000	-	-	公財	国認定	1		平成30年度に実施した自己点検表 基づいた参加者確認公募を確認の 上、令和3年度に再度参加者確認の 基を行い、者如3年度に再度参加者であ たため、引き続き随意契約して実施 した。	有
環境省	系監視地域モニタリ	分任支出負担行為担 当官 環境省自然環境 局生物多様性センター 富士吉田市上吉田剣 東尾5597-1	令和3年4月1日	公益財団法人日本自然保護協会 東京都中央区新 市・10ミトヨ ビル2F	7010005016562	本業務は、日本全国に見られる里地環境(二次的自然環境)において、植物相、鳥類、水環境、哺乳類、カヤネズミ、カエル類、チョウ類、ホタル類 及び人為的インパクトについて、平成17年度から市民参加型の調査を実施しているものである。蓄積されたデータの一貫性を使っためには、それ ぞれの顕確な反射(新食が発酵を)の特性を踏まえたしてデータを持ちることがある。蓄積されたデータの一貫性を使っためには、それ ぞれの顕確な反射(新食が発酵を)を発きの動態的な影響をの重視と形系に関する専門的な知覚を必要とするとともに、市民を主体とした経費に対象を関節が や、重知し生息・生育する動植物の支援等の重視と形系に関する専門的な知覚を必要とするとともに、市民を主体とした機管は力者の調査能力 事業の事業に実施があった者は一者のみであり、随意契約にて契約を締結し、たちの専門性を有する者が一名のみ又は複数者を有するかを複 認した機果、応募があった者は一者のみであり、随意契約にて契約を締結した。また、大臣官房金計製造知(参加者の調金総別な等方式による認識手 総合についてで成立、令和元年に引力、日間を受別を実施した。 令和3年度と変化を利力とでは、日間を受別を実施した。 令和3年度と変化を利力とでは、日間を受別を実施した。 今和3年度と変化を対象とでは、日間を受別を実施した。 今和3年度と変化を対象と変化が、日間を受別を実施した。 会が日本産業の関係を関係と変化が、日間を受別を実施した。 の第二者を受別を表現した結果、応募要件を満にすと認められた者は、公益材間法人 日本自然保護協会の一者のみであった。 以上のことか、平成18年9月2日付対情が先進的規算計第201号の1、(2)201日の1の必要を行ったが、最初を指するかしたないとが明らかとなった場合)に該当するので、公益材間法人 日本自然保護協会を本業物の契約相手力として選定し、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は自約が競争を許さない場合))	-	31,526,000	-	_	公財	国認定	1		平成の年度に実施した自己点検索 基づいた参加者確認の事を確認の 上、令和3年度に再度参加者確認の 素を行い、者が応募者は15名が たため、引き続き随意契約にて実施 した。	な 有
環境省		分任支出負担行為担 当官 環境省自然環境 局主物多様性センクー 長 松本 英昭山梨県 芸 古田市上吉田剣 丸尾5597-1	令和3年4月1日	公益財団法人山 幣島類研究所干 業與技派子市高 野山115	2040005016886	本業務は、鳥類観測ステーションにおける構識調査等を実施し、鳥類の渡りの状況、生態等を解明し、鳥類保護施策及び国際協力の推進に資することを目的としている。 標識調査は、条約・協定等に基づき実施している日米、日露、日季、日中、日韓をはじめとした。渡り鳥保護に係る国際協力に基づく国際研究の中でも、島類構造器支は特に基礎となるデータを取得する研究の一つである。国外の鳥類機能調査は、1924年に裏商務省によって形めて行かけて、自身の場合を受けませ、(2分) 山原鳥野塚京所・麦託して指導を継続している。 は近日は、国際的な保護調査を開催する「企業を経験している。 は近日は、国際的な保護調査を開催する「全に同じる大阪「国際を経験している。 は近日は、国際的な保護調査を開催するもといったも実に関係を開催しては使付けられており、海外において報告を実施する団体とネッケークを構築している国内唯一の団体である。これに代わる団体は存在しないため、財務大臣通知(平成18年9月25日付割計第2017号) の1(2(2)) イ(10)条件等の国際的成実後のにより、契約の相手方が一に受かられているものに単しるか、会計法第20条の3第4項の規定に基づき 随意契約としたい。(会計法第20条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	36,040,000	-	-	公財	国認定	1		標識調査に不可欠な・シディング技 物を設定・審査する機関として、国際 いてまが国の標識部を機関として位 度付けられるなどにより、他者への身 注は困難。	禁 合 有
環境省	系監視地域モニタリ	分任支出負担行為担 当官 環境省自然環境 局生物多様性センター 長 松本 英昭山梨県 最 出吉田市上吉田剣 丸尾5597-1	令和3年4月1日	公益財団法人山 階島類研究所干 業県技派子市高 野山115	2040005016886	本業務は、北海道から沖縄までの全国の鳥嶼生態系において、指標となる海鳥に関する調査を平成15年度から継続して実施しているものであるが、無人の鳥嶼における調査の実施やされそれの爆変地の特性を踏まれた上でデータを指査し、分析することが求められることから、小鳥嶼生態系における海鳥の調査に関する高い場合は単位、今の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人	-	13,365,000	-	-	公財	国認定	1		平成31年度に自己点検表に基づい 点検を実施した上で、参加者確認公 募を行い、有効な応募者は1者であ たため、余和3年度も引き検き随意5 約にて実施した。	っ有

		契約担当官等の氏名		契約の相手方の						無短再	公	益法人の場	合		点検結果 (見直す場合はその内容	:)
支出元府省	物品役務等の名称及 び数量	並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日		法人番号	随意契約によることした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	の役員	公益法人 の区分	国認定、 都道府県 認定の区 公	応札·応募 者数	備考		継続支 出の有 無
環境省	フィット・アプローチ推進に係る国際パート	支出負担行為担当官計 環境省大器 軍房会計 平大田区震が関1-2	令和3年9月13日	公益財団法人地 東環境戦制 機関等減利可 日 2108番地11	8021005009182	・実務は、環境等処対を上温室が展光が排出である。 所価SASABがファーバースターグアーバースターグ、バートーナーップのCADVにおけられる理解の事業局として必要な実務を実施することを目的とする。 様法成長の著しい途上端においては、環境対策問題が同じを被受機なの課題となっており、我が自む経験を発展を実施することを目的とする。 技術の名の表してアプァーバースターグ、バートーナーップのCADVにおけられる理解である。 おめる気候を実施が建たいては、実場が実施関係が目標となっており、我が自む経験をある。 から気候を実施がまたいては、実場が実施関係が目標となっており、また。 は、現場が完め対策と供象変数対策を発展的に同時に支援するコペネファッドに表現をお、アプローデを推進し、様々な協力を実施しておけ、スペネファットを支援しておけ、スペネファットを支援しておけ、スペネファットを支援しておけ、スペスティットでは、現場が完め対策と供象変数対策を発展的に同時に支援するコペネファッドに表現を決し、アプローデを推進し、様々な協力を実施しておけ、スペネファットを支援しておけ、スペスティットを支援しておけ、スペスティットを支援しておけ、スペスティットを表現しておけ、スペスティットのでは、また。 国際応用・スペスティットが表現では、おりまでは、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本	-	10,458,107	1	-	公財	国認定	1		本業務は、「条約等の国際的取決的により、契約の相手が一に定められているもの」に該当するため、では、当まない、連合として、契約相手方は、(公利・選集機関を研究機関である必要があり、)を映るを表して、契約機関である必要があり、)。機能を開発しました。	D 合 有
環境省	域におけるコベネ フィット型大気汚染対	支出負担行為担当官 環境名水・大気環境局 長 松澤 裕 東京都 干代田区震が関1-2-2	令和3年7月20日	公益財団法人地 球環境戦略研究 機関持奈川町上山 間2108番地11	8021005009182	平成の年度において「参加者確認公募方式による調達手続について」(平成21年1月28日付け環境金条第090128003号・大臣官爵会計課長通知)に基づき公募1たとう、提出開展まで「参加希望書類を提出した者は1者のみであり、審査の結果、応募要件を満たしていたことから公益財団法人地な報告総略制設金機能と破棄を対象行った。 明志の1年度及び令和2年度においては、「参加者確認公募方式による調達手続について」の中で、「契約前自己チェンの自暴において参加者確認公募事を提出した場合に、応募事件を満たすと認めたれる者が一起しからが当該的条者と心随意実践的手行した場合に、次々年度までの間、書面審査の根拠当該応募者と随意実践を行うことを認めるというもの。」とあることから、書面審査の根拠当該応募者と随意実践を行うことを認めるというもの。」とあることから、書面審査の根拠を設定されため、会計法第39条の3第4項の規定に基づき、引き続き契約相手方として公益財団法人地は環境報略研究機能と随意契約を行った。 本業務の実施に当たっては、中国中央政府及び地方政府等並びに日本の関係自治体との密接な協議・規想が必要されてもならか。特に国政府の政策や内所に構造し、かつ日本指及び中国活合しる要素が、過ぎを一関に「大きかたを考するスタックを模型、有しているとされた、中で、自然の表示を表示して、特に大気道が発力にある。また、「本学をかった後である」といまの表面を開始の国産の実施を行った。 本で、上記の表面を持ているといまして、日本の関係の表面に対しているといました。「本の表面を対して、対して、自然の表面を対して、対して、自然の表面を対して、対して、自然の表面を対して、対して、自然の表面を対して、対して、自然の表面を対して、対して、自然の表面を対して、対して、自然の表面を対して、対して、自然の表面を対して、対して、自然の表面を対して、自然の表面を対して、自然の表面を対します。「本の表面を対します」といまして、自然の表面を対して、自然の表面を対しまして、自然の表面を対しまして、自然の表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表	-	188,034,266		-	公財	国認定	1		令和3年度に「参加者確認公再方式 による調達手続き」に基づき公募した ところ、期限までに参加者監督教授 出した者は「公益財団法人地味 温度の報明が実施を行うという。 によった「公益財団法人地味 温度の報明が実施を行うという。 ことから見かる事子として公益財団 法人地生理地報報等研究機関と随意 契約したもの。	た 提 有
環境省	令和3年度北西太平 洋地域海行動計画活 動推進業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計 課長大熊 一克東京 都千代田区震が関1- 2-2	令和3年4月1日	公益財団法人環 日本海環境協力 本プーニー 高山市牛島新町 5-5	5230005000125	本業務は、北西太平洋地域における海洋及び沿岸の海洋環境保全・管理・開発のための行動計画(以下INOWPAP)という。) 活動を支援するため、改良されたNOWPAP高楽者化状況評価手順書をもどに、これまでよりも広範囲の海域を対象とした痕象クロフィル山こよる予備評価及びその検証に必要な高山湾海域モニタリング到差の実施、人工物屋に搭載したセンサが観測した海洋環境情報を定期的にインターネット上から取得するシステムの維持管理を行うとの方名。そらに、人工衛星リモートセンシングを活用した海洋環境情報を定期的にインターネット上から取得するシステムの維持管理を行うという名。そらに、人工衛星リモートセンシングを活用した海洋環境情報を定期的にインターネット上から取得するNOWPAPは、前間性の高い国際海域の環境保全のため、国連環境計画(UNEP)が推進する「地域海計画」のひとつであり、1994年(平成6年) 9 月に栽培「前様であれる「動館」の記録であるこれで、大きなでは、大きなでは、大きなでは、19年の中の企業が実され、その後の1994年4年3月の最近の高い会社において、表が可以よかの実施工業を任金化、活動を推進していた地変が重要となった。中のでは、1994年4年3月の最近が実され、東が国においては、19年ートセンシングや新しいモニタリングは接後を活用して海洋環境を提出していた。「東球するためのツール学院女子の人民の主義が大きない」の設備指令会において、海洋環境モニタリングに必要となる環境モニタリング、19年間を発きることとなった。「同政保険会のにあいて、海洋環境モニタリングに必要となる環境モニタリング、19年、日本の主ないのよりには、19年、日本の主ないのよりには、19年、日本の主ないのよりには、19年、日本の主ないのよりには、19年、日本の主ないのは、19	-	19,979,000	1	-	公財	国認定	1		日本、中国、韓国及びロシアの4万度 での政府開発会において、責任を持 うちの配置が決定され、日本によい うちの配置が決定され、日本によい では「特殊モラリンプ・治保地では 価に関する地域活動センター (CEARAC) が設置されることなっ た。同政府開発会において、公益財 団は、項目・希望環境協立ととなっ た。同政府開発会において、公益財 が設置されることとなっ た。同政府開発会において、公益財 が対した。日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	キンパー 有 おび ひここ
環境省	環境パートナーシップ	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計 課長大熊 一克東町 都千代田区霞が関1- 2-2	令和3年4月1日	公益財団法人地究 球球域的研察 機関神奈山町上山 口2108-11	8021005009182	アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)は、2003年に日本で開催された第3回世界水フォーラム開催級国際会議の成果として、各国の自免的な水問題解決への行動をまとめた「水行動集」に、環境名が登録した態策の一つである。 今和元年度から参和5年度は、PEPA等、現事業として、WEPA参加国における水環境問題の解決に向けた水環境がパナンスの強化を目的とし、規制の通守に焦点をあてた方法震力策の多能、対策結果の野傷、政策の見匿し等を行い、各国の内域境がパナンスの性組みの定着状況の評価を行うとした。 「国際会議への参加 関連会会の制御を造したWEPA等をの活動を展出する情報を信号となった。 「国際会議への参加 関連会会の制御を造したWEPA等をの活動を展出する情報を関いながら慎重に進めることが求められ、そうした特殊なるとそうで各国によれた企業を変ますることが不可である。 そま然は、アジア各国によれた企業を変ますることが不可である。 そうした 実務を効果的によれた企業を変ますることが示められ、そうした特殊なるとも、といるとそうないは、自然の対し、日本における水環境域がある。 「会社、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	-	41,784,831		-	公財	国認定	1		令和2年度の公募において応募要件 を満たすと認められる者が一しかお ず当該応募者との機変契約手続は 行したことか、利昭3年度は 応募者と随意契約を行っている。	ら

		****		****						重計能	公	益法人の場	合		点検結果 (見直す場合はその内容)	)
支出元府省	物品役務等の名称及 び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部 局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の 商号又は名称及 び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	の役員の数	公益法人 の区分	国認定、 都道府県 認定の区 分	応札·応募 者数	備考		継続支 出の有 無
環境省	令和3年度環境放射 額等モニッリング調査 等業務	支出負担行為担当官 支出負担官 等 支援	令和3年4月1日	公益財団法人日 本分析センター 子裏県干薬市相 毛区山王町295 一 3	6040005001380	本業務は、環境省が北海道利尿(国際利尿酸性兩消室所)等、全国10カ外の国診酸性兩消室所に設置している環境放射給等測定協置で収集した測定デーク及15名測定所の限辺で採取して環境技術の経過が発展を展開のデータへ一入に蓄積し、測定所の近15年の防御辺では取して環境技術の経過が発展を展開のデータへ一入に蓄積し、測定所の近15年の防御辺でとの放射線はベル並びにその変勢が59~~を建設することを目的とする。また、本業務によって得られた測定データのから、大気消速に及びまする。また、3年の実施によって得られた。また、実施によって得られた。また、実施によって場合は、大気消速にあります。10年間放射線がプンマ船)線量率については、大気消染防止法第22条第3項の規定に基づく放射性物質の常時監視の測定データとしても使用することを目的とする。本業務は、契約相等方の選定に当たって、今和2年度において「参加者確認公募方式による問題主候について、「平成19年1月28日付け環境会業の800128003年、大臣官房会計算を最初に基づら参加したとした。場上にた。又は出限限までできか用金重要を提出した。有は1年の2年の第2年を表していた。に基実性を添加さまと認めらあります。また。10年の第2年を表していたとから公室財団法人日本分析センターと随意契約を行った。一位第2年を表しまといて、日本の2年のでは、10年ので	-	52,723,000	-	_	公財	国認定	1		令和2年度に「参加者確認公真方 式による調達手様き」に基づきぐ裏し たころ、期限でに参加希望報題を 提出した者は「有べきが開始」と 表分析センターのみであり、書金の 前度、応募案件を満たしていたことか の場象がある場合である。 なお、今和3年度においては「参加 なお、今和3年度においては「参加 はの世界となった」と が表した。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	をつい、「つり物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
環境省	ルンプール市におけ る建築物の省エネ普	支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 小野 洋東京都千代田 区震が関1 -2-2	令和3年8月26日	公益財団法人地 球環境戦略研究 機関神奈川県三 浦郡薬山町上山 口2108番地11	8021005009182	本事業では、日本の研究機関・民間企業・大学等が、脱炭素・低炭素社会形成に関する経験・ノウハウ等を有する日本の自治体ととは、達上国の都市において投炭素・低炭素社会形成に向けた砂糖を実施する。日本の自治体が加わることで、脱炭素・低炭素は指布やサービスの活用、その他脱炭素・低炭素はに向けた砂糖をより効率的に推進し、また、途上国の都市でのマスターブランの策定支援や技術の評価・選定プロセスの共有等、日本の自治体による脱炭素・促炭素化に向けた能力開発についても推進することを目的はする。本業務は、令和3年度股炭素社会実現のための都市間連携事業を託業務公事要領に基づき公募を行い、応募のあった21件の中から外部専門家等よりなる令部3年度股炭素社会実現のための都市間連携事業を託業務公事業等に係わる評価会員会会の審多を経行状态だ。 以上の理由により、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、減速契約を締結するものである。 (検討法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	20,000,000	-	-	公財	国認定	1		外部有媒者の審査を経て採択された 事業者である。	キ 有
環境省	令和3年度脱炭素社 会実現のための都市 6 (横浜市とダナン市の 都市間連携による脱 炭素社会形成支援事 業)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長小野洋東京都千代田 区震が関1-2-2	令和3年8月10日	公益財団法人地 球環境戦略研究 機関神奈川県三 浦郡薬山町上山 口2108-11	8021005009182	本事業では、日本の再完機器・民間企業・大学等が、設皮素・低炭素社会が成に関する経験・/ウァウ等を有する日本の自治体ととは、途上団の都市において設皮素・低炭素社会が成に向けた取積を実施する。日本の自治体が加かることで、設皮素・低炭素技術やサービスの活用、その等、日本の自治体が加かることで、設皮素・低炭素技術やサービスの活用、その等、日本の自治体がは上る設皮素・低炭素を成成しない。  *** ・日本の自治体に上る設皮素・低炭素性のよりに、100mmのについても増進することを目的とする。 本業務は、令和3年度投炭素社会実現のための都市間連携等素変形素務分表要領に基うさ公益を行い、応募のあった21件の中から外部専門常等よりな合金料金素の実の変形を指示しまります。  以上の理由により、公益財団法人地球環境戦略研究機関を本委託業務の契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、減差契約を締結するものである。  (会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)))	-	18,000,000	-	_	公財	国認定	1		外部有識者の審査を経て採択された 事業者である。	ち 有
環境省	物管理票電子処理シ	支出負担行為担当官 環境省環境再生-資理 領環局長東京代 田区震が関1-2-2	令和3年6月29日	公益財団法人日 本理集員也少年 東京都千代田区 - 書町3番地	8010005018905	本委託素所は、電子マニフェストンステムの普及促進に関する各種事業を集中的に行うことにより、電子マニフェストの利用割合を向上させ、産業 麻薬物能型システムの透明化を図るとそれに認道所集等の商業物処理の監視業務の合理化や不適正な型の原因実際の迅速化を図ることを目 めたするものである。 上部に長点素を最重性するに当たっては、電子マニフェストに関いて値に電車の知恵を有した者では状态ならいところ。公益財団法人日本産業集業物処理無例センター(以下にWセンター)という。)は、康業物の処置、管理及び剥削に関する法律第19条の2に基づき、平成9年に全国他一の情報処理センターに以下はWセンター」という。)は、康業物の企業、管理及ジステムに伝名のジステムに係るプラー 作成等を行っている。また、同注第12条の5の規定をにより、電子マニフェストの変更、特定の企業、管理及ジステムに伝名のブラム、データの 作成等を行っている。また、同注第12条の5の規定をにより、電子マニフェストの主義を行うことができるのは情報処理センターとして指定されている。 高州マンフェストンステムの開発に当たっては、システムの運用・保守を行いながら、限られた期間内に設計してブロゲラムを追加する必要があり り、かつ、最初機能を有する高点質なシステムとするため、現システムを詳細かっての根幹部が全部処している。かセンターの管理監督の下、表 動かに対域を有するでは近日開発を登録により、大きなのでは、フェステムを詳細かっての根幹部が全部処している。かセンターの管理監督の下、表 ありたけまがを有するでは近日開発を登録にまたが、表情表で、計では、ロボンノンレンを作成の普及を発については、特定の産業業業物を多屋 に該場できるが記される。第一年で、フェストの機能が開始を多屋 に該場である。これらの実施を発生にないて連用について終りに扱った推進する必要がある。これらの業務を行う込をできるのは、電 子マコンエストンステムの機能の影響を影響といては運用についてきまりに、強力に推進する必要がある。これらの業務を行う込むできるのは、電 子マコンエストンステム機能の影響を影響といては空間についてきまりに、変計と変えの3第4項に基づき随意契約を締結することとする。 (会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	105,200,000	-	_	公財	国認定	1		廃棄物の処理及び清掃に関する法 律により、契約相手が特定される	有

				契約の相手方の						無蚊鹿	公	益法人の場	合		点検結果 (見直す場合はその内容)	:)
支出元府省	物品役務等の名称及 び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部 局の名称及び所在地	契約を締結した日		法人番号	随意契約によることした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	の役員の数	公益法人 の区分	国認定、 都道府県 認定の区 分	応札·応募 者数	備考		継続支 出の有 無
環境省	体世数	支出負担行為担当官 環境省大臣官房委託京 課長天大節一英東京 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	令和3年4月1日	公益財団法人是 業務業務為理事系 素素機関的選票系 一1—15	2010005018786	環境省においては、産業廃棄物の適正処理が推進されるよう排出事業者が優良な処理事業者を容易に選択できる環境の整備を推進してきた。 平成10年には廃棄物の処理及び清除に関する法律(関和45年法律第137号、以下「原棄物処理はよいう、)第19条の12に基づき、全国唯一の酒 正処理措施生と少一に対防法、(489)を高来業務の処理事業無限例は以下、(直療無限利助によいで、方 処理素者に関する情報収集、事業者への作機提供等を行うことされた。意族無限付加は適正処理措施センケーとして一年は1年度に遅生名 (当時)から開始の交付を受け、インケーかり上で企業業務地処理者の表情が同じなど、企業展取利助理をは12年度を12年度を14年度に関する情報収集、事業者への作機提供等を17年2とされて、意族無限利助は適正処理措施センケーとして一年以1年度に遅生名 (も当)から開始の交付を受け、インケーかり上で企業業務地処理者の後集が同じまたが「産業廃棄物理事業有情報検索とフィーストルでは12年度に (当時)から開かるの文付を受け、インケーかり上で企業業務地の経過業者の砂集が同じを12年度を13年度を14年度である。12年度では (もど、日本の大きないないないが、12年度では13年度では13年度では13年度では13年度では は13年度が開発されたでは13年では13年度では13年度では13年度では13年度では13年度を13年度を13年度を13年度を13年度を13年度を13年度を13年度を	-	21.780.000	-	-	公財	国認定	1		廃棄物の処理及び清掃に関する法 律により、契約相手が特定される	有
環境省	係るワークショップ及 びセミナー開催業務	支出負担行為担当官環境省大臣官房会計 環境省大臣官房会計 課長 大龍 一竟東京 都干代田区霞が関1- 2-2	令和3年4月1日	公益財団法人日本環境整備教育 センター東京都 豊田区菊川2丁 目 23-3	8010605002531	本業務では、アジア等の発展途上国等のニーズに応えるとともに、水環境の向上に貢献するため、設が国の優れた分散型汚水処理施設である 本作格等の海外展開を促進することを目的として、海外でのワークショップやテクニカルセミナーの開催、浄化槽の性能評価手法や処理対象人員 算定基準の現地適用化低終計等を行うものであるが、これもの実施においては、浄化槽の単なら知識ペースでの理解ではなく周辺技術を含めた傾 広保期刊的で実施的な技術や海外において円滑に乗務を遂行するための経験が必要である。 本業務はこれまで領域の業務が発注されてきたものの、公益社団法人日本環境整備教育センターの一者応札が続いている現状を踏まえ、必要 とされる知思の条件をすべて有する者が公益社団法人日本環境整備教育センターのメフは複数者存在するかを確認するため、参加者確認と まれる利用の多がたったのは、公社社団法人日本環境整備教育センターはかったのより およりに対象がなったのは、公社社団法人日本環境整備教育センターは 以上のことから、本業存を適可に遂行できる者は関性のかであると判断されるため、会計法第20条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条 の4第3号の規定により隠意契約を締結することとしたい。 (会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合))	-	19,976,000	-		公財	国認定	1		契約前自己チェックを経て、令和3年度より参加者確認公募を実施	有
環境省	令和3年度プラスチック資源信頼法施行に 同けた課題検討業務	支出負担行為担当官 環境省大臣官房会計 課長東京都千代田区 震が関1-2-2	令和4年1月25日	公益財団法人 日本容器包装リ サイクル協会東 京都港区虎ノ門	3010405008741	市町村が回収したプラステック製容器包装については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化法の促進等に関する法律」に基づき、主務大臣(環境大臣を含む)が指定する法人が再商品化業務を行う性組みとなっている。平成5年に公益制団法人日本容器包装リサイクル協会(以下、協会)という。が指定さんとして前定されて以来、間違金のカが再商品化業務を実施し得る他一の法人である。今後、会和4年月施行をプラステックと開きるという。という。という。という。という。という。という。という。という。という。	-	40,150,000		ı	公財	国認定	1		「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、スラスチック製容器包装ごプラスチック製容器包装ごプラスチック製品の処理を 一株不可分として実施 する必要があることから見重し不可	ブー有性
環境省	策事業(福島県にお ける甲状腺検査の実	支出負担行為担当官環境有大臣官房環境 環境省大臣官房環境 保健部長 田原 克志 関加 - 2 - 2	令和3年4月1日	公益財団法人原子力安全研究協会東京都港区新橋5-18-7	1010405009411	令和2年度業務の実施については、契約前自己チェックシートを経て参加者確認公募手続の移行対象となったため、令和2年度の契約相手方の 選定に当たっては、参加者確認公募方式を適用した。その結果、公益財団法人原子力安全研究協会1者から応募があり、公募審査委員会におい て参加希望書類の内容が同業務の要件を満たしていると判断されたため、公益財団法人原子力安全研究協会1支援の引用す方とて、会計法第 2条の3第4項が提工に基づき、施度契約を締結していると判断されたため、公益財団法人原子力安全研究協会を契約の相手方として、会計法第 6年3年度業務の実施においては、業務実施に必要となる知見等に変更なくまた。過去数年にわたって同一事業者が落札していることを指定。 令和3年度業務の実施においては、業務実施に必要となる知見等に変更ないまた。過去数年にわたって同一事業者が落札していることを指定 2、参加者施設公募方式による施運手帳(参加者施込金券方式による施運手帳)ついて「平成27年1月28日環境会業務2012809号。令和2年 12月1日日環境会業第201288号により一部改正)」により、次々年度まで成り、同一業務については随意契約によることができる」ととか、会計法第29条の3第4項(契約の性負又は目的が競争を許さない場合))	-	89,400,000	-	-	公財	国認定	1		平成31年度に自己点検表に基づい。 点検を実施した上で参加者確認公募 を実施したが、有効な応募者は1者 あったため、左記規程は基づ空令和 年度は随意契約にて実施した。	事で 有

	物品役務等の名称及 び数量 が数量	契約担当官等の氏名		契約の相手方の		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由		契約金額		再就職	2	☆益法人の均	<b>計合</b>		点検結果 (見直す場合はその内容)	)
支出元府省		契約担当官等の氏名 並びにその所属する部 局の名称及び所在地	契約を締結した日	商号又は名称及 び住所	法人番号	た。	予定価格		落札率	の役員の数	公益法人 の区分	国認定、 都道府県 認定の区 分	応札·応募 者数	備考		継続支 出の有 無
環境省				浦郡葉山町上山 口2108-11	8021005009182	コワナ陽上おいての経済判論第については、気候変数緩和・適点やその他の持続可能でレジリエルな社会に向けた真統計に続い付けるグリーソリカ・リー・対理界的課題なっており、妻が領においてはユロナ対策といわに認知業社会・福理型社会・労働型社会・のリテザインにつなけるかが課題となっている。本義院は、ポストコロナ村会においておけまでは他を構造するため、製造業社会・福理型社会・労働型社会の実現を目指した政策・パケージを作成し、練術の放棄技術を発表え上で、歌作な環境政策の企画主案につびけていて上を目的とする。企画書書展信に従い、企画書の公妻を実施したところ、1者(公益財団法人地玲環境機関がから有効な多があった。企画書書乗長領に従い、企画書の公妻を実施したところ、1者(公益財団法人地玲環境機関がから有効成なあがあった。企画書書集長会において、提出のあった企画書の内容を書金した場果、公益財団法人地玲環境機関がから有効関な、イーステンシナリオの構築および定量的モデル分析の手法について、妥当性、具体性、新規性を持った提案を行い、提出された企画書が本業務を行う上で十分な内容であったことから、公益財団法人地会環境機関の対策機関を契約技術者として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、同者を契約の相手方として随意支持を締結するものである。	-	14,998,226	-	-	公財	国認定	1		令約3年度に「企画競争方式による 頭達事機会」に基づきた回書を募集 したところ、規模では「素から自書を募集 したところ、規模では「素から 者の提出があり、審査の結果、本業さ れたことから「公益財団法人地球環 域製助研究機関」と随意契約したも の。	無

<sup>(</sup>注1)公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

<sup>(</sup>注2)必要があるときは、各欄の配置を着しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。